

## 長岡西ロータリークラブ同好会 「美酒探求会」 規約

### (名称)

第1条 本同好会は、長岡西ロータリークラブの同好会として設立されるものとする。名称を「美酒探求会」と称する。

### (場所)

第2条 本同好会は、原則として目的に賛同し自発的に参加する長岡西ロータリークラブに所属するロータリアンにて組織する。

### (趣旨・目的)

第3条 本同好会は、美酒に対する「愛」を深め、ロータリアンの親睦活動、お酒に知識の習得活動、健康増進活動等を通じて、美酒探求による親睦活動に資することを目的とする。

### (活動)

第4条 本部（サークル）は前条の目的達成のために次の活動を行う。

- ① 美酒に関する知識の習得（座学及び実学）
- ② 定期親睦会の開催
- ③ 美酒を通じたロータリアン活動の充実
- ④ その他美酒を通じた、ロータリアン活動の充実に資する事

### (組織)

第5条 本同好会は以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。

|    |    |
|----|----|
| 会長 | 1名 |
| 幹事 | 1名 |

なお、上記の役員の任期は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。任期満了の2週間前までに役員本人及び同好会員から特段の申し出がない限り、役員は再任されたものとみなす。

### (同好会の運営)

第6条 本同好会の企画運営に関する事項は、同好会の目的に反しない限りにおいて、会長及び幹事が協議し決定をする。

(会計)

第7条 本同好会は、長岡西ロータリークラブから活動補助金を原資として活動を行う。ただし定期懇親会は、原則として受益者負担とする。

(収支報告)

第8条 本同好会の会計期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

年間の収支報告書については、長岡西ロータリークラブへ報告するものとする。

(設立)

第9条 本同好会の設立については、長岡西ロータリークラブより承認を受けなければならない。

(改廃等)

第10条 本規約について改廃する場合、本同好会員の過半数以上の合意が必要とする。

(附則)

この規約は、令和1年11月1日から施行する。